

新行財政改革大綱（第3期）の策定に係る「県民との意見交換会」の意見に対する対応と大綱への反映状況

資料4

| No.                  | 意見  | 部局の考え方（対応）                                       | 大綱への反映状況   | 担当課 |
|----------------------|---|--|--|-----|
| <b>行財政改革全般</b>       |   |  |  |     |
| 1                    | 今後は職員やコストなどの削減一辺倒ではなく、行政サービスの維持や向上のため、メリハリをつけること。また、時代に合った適正な規模の行財政改革というものを考えていかなければならない。                   | ただ減らせばいいということではなく、必要に応じて適正規模の行財政改革を推進していく。       | 限られた職員数や財源の中で、必要な行政サービスを確保し、県民が安心して暮らせるよう、量と質の両面から行財政改革に取り組むこととしている。   | 総務課 |
| 2                    | 行財政改革の推進により、県の業務は整理されても、しわ寄せが市町村や団体に及び、新たな業務が発生している場合もあるのではないかと。  | どちらか一方に負担をかけるのではなく、互いにメリットを感じられるように協働を進めていく。     | 4-(1)の「取組・内容」に、県と市町村で対等な立場で議論して進めていく旨を記載。  | 総務課 |
| 3                    | 行財政改革の目指すビジョンと、県民にどのような役割や負担を求めるかについてしっかりと示してほしい。   | 行財政改革の目指す方向性等については分かりやすく丁寧に示す。                   | 目指す方向性については、「第1 基本方針」の「4 今後の行財政改革の基本的方向性」に記載。県民の役割については、「第2 取組項目」の「1 県民参加の推進」や「11 NPO、企業、大学等の多様な主体との協働の推進」に記載。 | 総務課 |
| 4                    | 県民に行財政改革の内容が分かりやすく伝わるよう工夫してもらいたい。県民の間にも当事者意識が生まれ、多くの県民の参画が期待できる。  | 専門用語については用語解説を付けるなどして、分かりやすく平易な表現に努める。           | 左記のとおり   | 総務課 |
| 5                    | 職員数など、他の自治体と比較ができるデータがあるとよい。  | 比較できるデータがある項目については、可能な限り表記する。                    | 左記のとおり。（1-(4)、18-(4)に記載。）  | 総務課 |
| 6                    | 各種取組を効果的に行っていくためには、目標設定はできる限り数値化し、達成状況を数値で評価できるようにすべきである。   | 可能な限り、数値目標を設定することとする。                            | 左記のとおり   | 総務課 |
| <b>NO. 1 県民参加の推進</b> |   |  |  |     |
| 1                    | 行政サービスの質の向上を図るために、もっと県の行政について知る機会を設けて県民の参加を推進するとともに、地域や県民の声をフィードバックする必要がある。                                 | あらゆる機会を捉えて県政について丁寧に説明するとともに、いただいた意見については真摯に対応する。 | 1-(1)～1-(4)により、県民参加を推進していくこととしている。   | 総務課 |
| 2                    | 行政機関からのアンケート調査依頼がよくあるが、回答をしても、とりまとめ結果などの情報提供がなく、なんら自分たちの改善につなげることができない。フォローアップを適切に行い、一方通行ではない双方向の連携を図ってほしい。 | やりっぱなし、聞きっぱなしということが無いよう、適切なフォローアップを行う。           | 県民の皆様からアンケートにご協力いただいた場合は、結果をフィードバックし、双方向の連携を図ることとする。   | 総務課 |

| No.                              | 意見  | 部局の考え方（対応）   | 大綱への反映状況   | 担当課   |
|----------------------------------|---|--|--|-------|
| <b>NO. 2 広報の充実と発信力の強化</b>        |   |  |  |       |
| 1                                | <b>2-(1) 伝わる広報の推進</b><br>県民が県政に触れる機会が少ないため、イメージ図などを使い、分かりやすい情報の提供を推進してほしい。県政の良い面のみではなく、様々な観点からの広報を行ってほしい。 | グラフや写真などを効果的に使い、一般的になじみのない用語には注釈をつけるなど、見やすく分かりやすい広報に努めている。広報内容は、県民目線を十分に意識している。      | 「取組・内容」に、研修等を通じて、職員の広報マインドの醸成やスキルアップを図ることを記載。同様に、パブリシティ（報道機関を通じた広報活動）の強化も記載。 | 広報広聴課 |
| 2                                | <b>2-(3) 更なる広報一元化の推進</b><br>いろいろな世代や立場の人に、それぞれ必要とされる県の情報がしっかりと届くように、効果的な広報媒体を活用してほしい。                     | 広報紙、新聞広報、テレビ広報、ラジオ広報、インターネット広報を基軸に、パブリシティによる情報発信も強化している。                             | 「取組・内容」に、全庁の広報活動の詳細を調査し、最適な広報手法を検討することを記載。                                   | 広報広聴課 |
| 3                                | 広報の発信力の強化については、大手広告代理店へのアウトソーシングも考えられ、その方が効果上がるのではないか。  | 広報紙、新聞広報、テレビ広報については、それぞれコンペ（企画提案競技）を実施し、委託業者を選定している。                                 | 左記のとおり対応している。  | 広報広聴課 |
| 4                                | <b>2-(4) 情報発信力の強化による秋田のイメージアップ</b><br>県外で積極的に情報発信やPRを行い、秋田県に対する親しみを持ってもらうような取組を展開するべきである。                 | 秋田のイメージアップとして様々なSNS等により情報発信をしており、また、観光情報発信については、県外においてプロモーションを展開している。                | 2-(4)により、様々なSNSを活用して効果的な情報発信をしていくこととしている。                                    | 観光戦略課 |
| <b>NO. 3 人口減少社会に対応する社会資本の整備等</b> |   |  |  |       |
| 1                                | 今後、人口に合わせた公共施設等のあり方を考えていく必要があることから、県と市町村、近隣の市町村で連携した施設の共同整備にも踏み込んでもらいたい。                                  | 生活排水処理の広域共同化や県と秋田市による文化施設の連携整備など、事務事業の効果的・効率的な実施や行政コストの一層の縮減等に向けた協働の取組の拡充や横展開を図っていく。 | 4-(1)～4-(3)により、市町村との協働・連携を更に推進していくこととしている。                                   | 市町村課  |
| 2                                | PPP/PFIの活用を市町村でも取り組むことができるよう、情報共有し、大規模事業に民間活力を活用する方策を検討する場があるとよい。   | 県、県内の市町村、建設関係の産業界、地元金融機関等が参加する研修会を開催するなどし、まずはPPP/PFIに関する理解を促進し、手法導入につなげていきたい。        | 現在は、県が導入を進めていこうとしている段階であるため、大綱へは反映しない。                                       | 総務課   |

| No.                         | 意見   | 部局の考え方（対応）   | 大綱への反映状況                                   | 担当課   |
|-----------------------------|--|--|--|-------|
| <b>NO. 4 市町村との協働・連携</b>     |  |  |  |       |
| 1                           | 産業観光分野のほか、災害対応などの分野にも拡大するよう取り組んでもらいたい。   | 産業観光分野では地域振興局単位で広域連携の取組を進めているほか、災害対応力の強化に向けて県と市町村との連携により罹災証明書の交付に伴う被害調査等の実施体制を整備しており、引き続き協働の取組の拡充と横展開を図っていく。                   | 4-(1)～4-(3)により、市町村との協働・連携を更に推進していくこととしている。 | 市町村課  |
| 2                           | 平鹿地域振興局で取り組むワンフロア化はぜひ他地域でも推進してもらいたい。   | 平鹿地域における県と横手市の一元的な事務や事業の実施の手法について他地域への普及を進めていく。  | 4-(1)～4-(3)により、市町村との協働・連携を更に推進していくこととしている。 | 市町村課  |
| 3                           | 機能合体により同じ建物の中で手続きが出来るようになり、便利になったが、相談窓口が分かれているため、県と市で一括して相談できるように改善してほしい。                | 各分野で実施されている協働の取組の拡充を進めていく。   | 4-(3)により、各分野で実施されている協働の取組の拡充を進めることとしている。   | 市町村課  |
| 4                           | 住民サービスを維持するためにも、医療やゴミ処理などの公共的サービスを広域で連携する検討をしてもらいたい。                                     | 県では、住民サービスの水準を確保するため、県と市町村の有する行政資源の効果的・効率的な活用策について県と市町村で共同研究を行う研究会を平成25年度から設置しており、市町村間の連携推進や県による市町村への機能支援に取り組んでいる。             | 4-(1)～4-(3)により、市町村との協働・連携を更に推進していくこととしている。 | 市町村課  |
| 5                           | 県や近隣市町村が同じような事業等を行っているので、連携して効果的に取り組む必要がある。  | 住民サービスの確保や事務事業等の効果的・効率的な実施、行政コストの縮減等を一層進めるため、県と市町村における同一又は類似の事務事業について、機能合体等の手法による県と市町村の連携をさらに展開していく。                           | 4-(1)～4-(3)により、市町村との協働・連携を更に推進していくこととしている。 | 市町村課  |
| 6                           | 住民の利便性向上のため、今後、より多くの事務を市町村に移管すべきである。   | 住民が最も身近な市町村において総合的なサービスを受けられるよう、「市町村への権限移譲の推進に関する条例」に基づいて権限移譲を進めているほか、市町村からの要望に応じて移譲対象事務を条例に追加することも可能となっており、今後とも市町村との協議を深めていく。 | 左記のとおり対応している。                              | 市町村課  |
| <b>NO. 5 情報通信技術（ICT）の活用</b> |  |  |  |       |
| 1                           | 5-(3)電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し<br>マイナンバー制度やマイナポータル、電子申請などITの積極的な活用により、行政効率の向上を推進していただきたい。 | ICTを活用し行政効率の向上を推進していく。   | 「取組・内容」に、オンライン化対象手続の掘り起こしを行う旨を記載。          | 情報企画課 |
| 2                           | 今後は、広大な行政区域をカバーするのにICTなど活用した情報伝達インフラの整備が必要である。   | 情報通信インフラの整備についても継続して進めていく。   | 策定中の第3期ふるさと秋田元気創造プランに盛り込んでいる。              | 情報企画課 |

| No.                       | 意見  | 部局の考え方（対応）   | 大綱への反映状況   | 担当課  |
|---------------------------|---|--|--|------|
| <b>NO. 6 県民サービスの維持・向上</b> |   |  |  |      |
| 1                         | <b>6-(3) 手続の簡素化、迅速化の推進</b><br>ネットを活用した申請等、利便性向上のため、記載例やQ&Aの充実を図ってもらいたい。                             | 県民の利便性向上のため、美の国ホームページなどのオンライン上において、記載例やQ&Aの充実化とともに、県に対する申請、届出等の書類の簡素化を図っていく。   | 「取組・内容」に、次の取組を記載。<br>・県に対する申請、届出等の書類の簡素化とともに手続のオンライン化を推進する。<br>・美の国ホームページなどのオンライン上へ、申請、届出等の書類の記載例や手続等に係るQ&Aの掲載を推進する。 | 総務課  |
| 2                         | <b>6-(3) 手続の簡素化、迅速化の推進</b><br>各種申請書類については、申請手順をわかりやすく示し、また、簡略化してもらいたい。                              | 県民の利便性向上のため、美の国ホームページなどのオンライン上において、記載例やQ&Aの充実化とともに、県に対する申請、届出等の書類の簡素化を図っていく。   | 「取組・内容」に、次の取組を記載。<br>・県に対する申請、届出等の書類の簡素化とともに手続のオンライン化を推進する。<br>・美の国ホームページなどのオンライン上へ、申請、届出等の書類の記載例や手続等に係るQ&Aの掲載を推進する。 | 総務課  |
| 3                         | 市町村に権限移譲した場合でも、全県的に一定以上の行政サービスの水準が維持されるよう、県が調整、指導してもらいたい。   | 条例に基づく権限移譲にあつては、庁内所管課や地域振興局に、移譲事務に係る処理マニュアルの提供や技術的助言等を行う権限移譲サポーターを配置しており、市町村における事務執行を包括的に支援している。   | 左記のとおり対応している。  | 市町村課 |
| <b>NO. 8 簡素で効率的な県政運営</b>  |   |  |  |      |
| 1                         | <b>8-(2) 職員数の適正管理</b><br>職員数の削減に取り組んでいるが、その一方で業務量は年々増え、内容も複雑化・高度化している。職員数の減少が市民サービスの低下に繋がらないか懸念される。 | 県人口の減少が進行する中、簡素で効率的な行政運営を推進するためには、職員数の縮減は避けられない課題であるが、人口減少対策などの行政課題に対応するための人員の需要も増加していることから、これまでの職員数の縮減の幅を抑制し、緩やかに縮減していくことで必要な組織体制を確保していく。 | 第2期大綱で4年間で約4%の縮減目標であったものを、新大綱では4年間で約1%の縮減目標とし、縮減の幅を抑制することを記載。  | 人事課  |
| 2                         | <b>8-(2) 職員数の適正管理</b><br>正規の職員が減っても非正規の職員が増えているのではないかと、併せて確認していく必要がある。                              | 知事部局において、臨時・非常勤職員の割合は、ここ10年間でほぼ横ばいであり、今後も、公務運営は正職員を中心に行うという原則のもと、常時勤務を要しない業務等については、会計年度任用職員への移行と合わせて適正に配置していく。                             | 臨時・非常勤職員については、職の業務内容等を踏まえ、平成32年4月に導入される会計年度任用職員へ移行させた上で適正に配置していくことを記載。   | 人事課  |

| No.                                    | 意見  | 部局の考え方（対応）   | 大綱への反映状況   | 担当課      |
|--|---|--|--|----------|
| 3                                      | 職員数については、ただ減らせばいいというものではなく、メリハリが大切である。業務の外注等も含めた検討が必要である。   | 事務事業の見直し等の取組により、業務の効率化を進め、行政サービスの向上を図っていく。   | 7-(1)において、次の取組を推進することとしている。<br>・事務処理マニュアルの確認と更新を徹底するなど、ナレッジマネジメントの手法を活かした事務事業の見直しを推進する。<br>・県が実施する事務事業について、「廃止」、「縮小・効率化」等の観点から見直しを進める。 | 総務課      |
| <b>NO. 1 1 NPO、企業、大学等の多様な主体との協働の推進</b> |   |  |  |          |
| 1                                      | NPO、企業、大学等が主体となって実施することが可能な事業については積極的な協働を推進してもらいたい。         | 人口減少と少子高齢化の進行に伴い、地域が直面する課題も多様化・複雑化している。そうした中であっても安全安心な社会をつくるためには、効率的・効果的な行政サービスの提供はもちろんだが、住民や企業、NPOなど多様な主体の協働による地域活性化がたいへん重要であると考えている。<br>このため、県内3カ所の市民活動サポートセンターと連携しながら、多様な主体が一堂に会するネットワーク会議の開催や地域実践活動の支援などを通じて、課題の解決に向けた協働の促進を図っていく。 | 11-(1)において、地域課題の解決に向けた協働の取組を促進することとし、成果指標を「県とNPO、公益法人、企業、大学等との協働に参加する団体数の拡大」としている。   | 地域の元気創造課 |
| 2                                      | 協働の基盤づくりのため、NPOを積極的に活用することで、NPOのスキルアップにつながるような育成や支援をお願いしたい。 | 上記1 1-1と同じ   | 上記1 1-1と同じ   | 地域の元気創造課 |
| 3                                      | ふるさと納税をNPO活動支援の財源として活用できるよう検討してもらいたい。                       | 特定のNPOに直接、金銭的支援をすることが、税の使途として適当なのか検討していきたい。  | 左記のとおり   | あきた未来戦略課 |
| 4                                      | 地元をよく知る企業や団体を活用して、地域で活躍している人材に協力してもらいたい。                    | 上記1 1-1と同じ   | 上記1 1-1と同じ   | 地域の元気創造課 |
| 5                                      | 協働を進めると業務が煩雑化する場合もあるため、委託やアウトソーシングという観点も必要ではないか。            | 事務事業の見直し等の取組により、業務の効率化を進め、行政サービスの向上を図っていく。   | 7-(1)において、次の取組を推進することとしている。<br>・事務処理マニュアルの確認と更新を徹底するなど、ナレッジマネジメントの手法を活かした事務事業の見直しを推進する。<br>・県が実施する事務事業について、「廃止」、「縮小・効率化」等の観点から見直しを進める。 | 総務課      |

| No.                        | 意見   | 部局の考え方（対応）  | 大綱への反映状況  | 担当課                        |
|----------------------------|--|---|---|----------------------------|
| <b>NO. 1 2 教育環境の向上</b>     |  |   |   |                            |
| 1                          | 企業が求めている資質や能力や、農業や地域産業などに対応する教育体系の検討が必要である   | 地域企業や学校間、大学等との連携を重視し、外部人材を講師とする講義や技術研修の実施などカリキュラムの充実を図るとともに、インターンシップや地域の特性・課題を踏まえた商品開発、ビジネスプランニング等の取組をより一層重視していく。   | 県の教育振興に関する基本計画や、現在策定中の第3期ふるさと秋田元気創造プランに盛り込んでおり、それらに基づき取組を進めていく。 | 高校教育課                      |
| 2                          | 12-(1)キャリアステージに応じた研修等による教員の資質能力の総合的な向上<br>子育てをしていくにあたり、教職員が減っていくことに不安を感じる。                   | 子どもの数の減少により、教職員数も減少していく傾向にはあるが、少人数学級体制等の推進や教員の資質能力の向上等により、今後も教育の質の維持向上に努めていく。   | 教員の資質能力の向上を図るため、研修体系を見直していくことを、盛り込んでいる。                         | 教育庁総務課                     |
| 3                          | 地元の子どもたちに地元の企業について知る機会を設けることや、地元の良さを認識して愛着を持てるような教育を行うことにより、人口流出の防止や将来のAターンにつながるのではないかと期待する。 | 本県が進める「ふるさと教育を基盤としたキャリア教育」の中で、家庭・地域・企業等と連携し、職場見学・職場体験の実施、高校生への地元企業の紹介、起業体験の推進、地域の伝統を受け継ぐ活動などを行っており、今後、児童生徒と県内企業等を結ぶウェブサイトの開設も予定している。<br>今後もキャリア教育の一層の充実を図り、ふるさとを愛する心の醸成と秋田の将来を支える気概に満ちた人材の育成に取り組んでいく。<br>また、高校生の卒業後の県内定着を促進するため、高校1年生向けに地元企業見学会、高校2年生向けに地元企業説明会を実施し、地元企業を知る機会を提供している。 | 県の教育振興に関する基本計画や、現在策定中の第3期ふるさと秋田元気創造プランに盛り込んでおり、それらに基づき取組を進めていく。 | 義務教育課<br>高校教育課<br>移住・定住促進課 |
| <b>NO. 1 3 職員の意欲・能力の向上</b> |  |   |   |                            |
| 1                          | 13-(2)女性職員の活躍推進<br>女性の活躍推進の取組は、まだ十分といえず、職場の体制整備や人材の育成などが重要なので、引き続きしっかりと取り組んでもらいたい。           | 女性職員の活躍を推進するため、平成28年3月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する秋田県特定事業主行動計画」を策定し、様々な目標値を掲げ取り組んでおり、今後も進めていく。  | 特定事業主行動計画と同様の指標を大綱にも記載し、目標達成に向け取り組むことを記載。                       | 人事課                        |

| No.                      | 意見   | 部局の考え方（対応）   | 大綱への反映状況  | 担当課 |
|--------------------------|--|--|---|-----|
| 2                        | <b>13-(2) 女性職員の活躍推進</b><br>女性の活躍推進のためには、女性職員が産休や育休になった場合の、職場の体制の整備といったことも重要である。  | 職員の育児休業等の際、原則として長期（6か月以上）不在の場合、正職員の代替配置を行うとともに、比較的短期間の場合には、臨時的任用職員の配置を行い、職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に努めている。                                 | 「取組・内容」に、左記の旨を記載。   | 人事課 |
| 3                        | <b>13-(3) 職員の専門性の維持・向上</b><br>専門性を要する部門などは、それに適した人材が地域に長くいるようにするべきである。           | 職員配置において、職員が将来に渡って取り組みたい業務を把握するとともに、その適性に配慮しながら、長期配置や2回目、3回目の再度の配置を行い、組織の専門性を高めている。  | 「取組・内容」に、特定分野における長期の異動サイクルの実施により、計画的に育成する旨を記載。  | 人事課 |
| <b>NO. 14 働きやすい職場づくり</b> |  |  |   |     |
| 1                        | <b>14-(1) 多様な働き方の推進</b><br>構造的、制度的な面で、県として率先して、民間企業や市町村の模範となるような取組を進めることを期待している。 | 職員のワークライフバランスの向上を図るため、テレワークや朝型勤務等の取組を今後も継続して実施していく。  | 多様な働き方を積極的に推進し、職員のワークライフバランスの向上を図ることを大綱に記載。   | 人事課 |
| <b>NO. 15～17 事業、予算関連</b> |  |  |   |     |
| 1                        | 歳出をどうしていくかが課題となる。県民に負担を求めめるのか、どの事業をやめるのか、しっかりと発信して行く必要がある。                       | 予算編成に当たっては、施策の重点化を図る一方、財源確保のため、既存事業の見直しを行っている。県民負担に関わる場合はもとより、予算の方針や内容について、引き続き丁寧な説明に努める。  | 事業の見直しについては、17-(1)に反映済みだが、具体的な見直し内容を大綱に定めることは困難であるため、予算編成方針や予算案等を示す際に丁寧に説明していく。               | 財政課 |
| 2                        | 一律に削減するのではなく、重点的に取り組むべき事業は、予算を配分するべきである。   | 一律に削減しているのではなく、歳入が伸びない中で新たな行政需要に対応する財源を生み出すために歳出の見直しを行っているものであり、重点的に取り組む分野については、毎年の重点施策方針に沿って予算措置している。                                 | 事業の重点化については、17-(1)に反映済みだが、具体的な内容を大綱に定めることは困難であるため、予算編成方針や予算案等を示す際に丁寧に説明していく。                  | 財政課 |
| 3                        | 国の財源を上手に活用することで、県民の負担を軽減するような取組を推進してもらいたい。                                       | 自主財源が限られている中であって、県勢発展に向けた取組を充実・強化するためには、国の補助金など、外部資金を有効に活用する必要があることから、引き続きその獲得に努める。  | 17-(1)に反映済みである。予算案等を示す際には、国の財源等の活用状況も含め丁寧に説明していく。   | 財政課 |
| 4                        | お金を生むためにお金を使うという発想も一方ではあると思う。一概に県債発行を悪いと捉えるのではなく、県債を発行することで、波及効果が期待できるのではないか。    | 将来世代の負担軽減のため県債残高の縮減に努めているが、一方で公共事業や大規模プロジェクト等、県勢発展のため県債を活用しながら推進すべき事業もある。事業の見直しと重点化を基本としつつ、交付税措置のある有利な県債もできるだけ活用しながら、未来への投資も積極的に図っていく。 | 17-(1)に反映済みである。15-(1)のとおり県債残高縮減を基本とするが、17-(1)では、交付税措置のある有利な県債の活用も含め、未来への投資のための財源を確保することとしている。 | 財政課 |

| No.                  | 意見   | 部局の考え方（対応）   | 大綱への反映状況  | 担当課   |
|----------------------|--|--|---|-------|
| <b>NO. 18 歳入の確保</b>  |  |  |   |       |
| 1                    | 県有林の高樹齢の木を伐採して売り払うなど、国内外のいろいろな事例を参考にしてこれまで以上に多様な収入の確保に取り組むべきである。 | 県有資産等を活用した広告事業の推進等により、更なる歳入の拡大を図っていく。  | 18-(3)において、県有施設へのネーミングライツの導入など、歳入確保に向けた新たな手法を検討、推進することとしている。<br>このほか、あきた未来創造部においては、18-(4)において、ふるさと納税制度や手続き方法等を幅広く周知することにより、寄附の増加を図ることとしている。 | 総務課   |
| 2                    | 基金のうち、長期に取崩の予定がないものは債券運用することで、より多くの運用益の確保が可能ではないか。               | 現在、県では運用可能基金の大部分を定期性預金等で運用しているが、預入先の指定金融機関等と一時借入金について、預金相当額まで預金利率と同率で借り入れできる契約も締結している。<br>預金運用は、運用益の確保と同時に一時借入金利子の負担軽減に繋がっており、現状の利率では債券運用より損益改善に寄与している。  | 左記のとおりであり、反映しない。  | 会計課   |
| <b>NO. 19 コストの縮減</b> |  |  |   |       |
| 1                    | 電力自由化に伴い、電力会社から電力料削減につながる提案が出てきていると思う。今後検討してはどうか。                | 本庁舎等は大規模災害発生時の拠点施設であり、災害時の復旧対応能力等を考慮して電力供給業者を選定するなど、施設の特性を十分考慮する必要がある。今後、新電力事業者の情報を収集することとしている。  | 左記のとおりであり、反映しない。  | 財産活用課 |
| 2                    | 県の公用車をLPガス車にすることでコスト縮減となるのではないか。                                 | LPガス車は、現在、車種が限られており、公用車としての用途に見合った車種が少ないほか、LPガススタンドが非常に少ない(一般社団法人全国LPガス協会のウェブサイトによれば、秋田市内には1箇所のみ、全県でも15箇所)など、導入環境が整っていないため、県の公用車としてLPガス車を導入することは困難と判断する。 | 左記のとおりであり、反映しない。  | 財産活用課 |

| No.                     | 意見   | 部局の考え方（対応）   | 大綱への反映状況                           | 担当課   |
|-------------------------|--|--|------------------------------------|-------|
| <b>NO. 20 県有資産の適正管理</b> |  |  |                                    |       |
| 1                       | 新しく建築する場合は、人口や社会状況の変化と、使われ方（機能）等を考えた上で整備する必要がある。   | 新設にあたっては、人口減少等社会情勢の変化に伴い、施設等に求められる県民ニーズ等に配慮して整備するものである。<br>※ 施設の建替にあたっては、「あきた公共施設等総合管理計画」に基づき、社会情勢に見合ったサービスの適正化を考慮して整備を進めることとしている。→（「20 県有資産の適正管理(1)公共施設等総合管理計画に基づく県有施設の適正管理」） | 左記のとおりであり、反映しない。                   | 財産活用課 |
| 2                       | <b>20-(1) 公共施設等総合管理計画に基づく県有施設の適正管理</b><br>耐震診断をして、長く使える場合はリノベーションを行い、用途変更や多機能化も含めて検討する必要がある。 | 既存施設については、「あきた公共施設等総合管理計画」に基づき、社会情勢に見合った施設の総量及びサービスの適正化を図るため、長寿命化、統廃合などを計画的に進めていく。   | 「取組・内容」に「長寿命化」の文言を追加する。            | 財産活用課 |
| 3                       | <b>20-(2) 県有財産の有効活用の推進</b><br>県有財産については、次世代に負担を残さないよう、早めに処分や売却を行い、整理していくほうがよい。               | 県有未利用財産については、売却等による早期の活用を基本としているが、不整形な形状や面積狭小などの課題があるものも多く、その解決に向けた調査等を行いながら、売却や貸付に努め、有効活用することとしている。   | 20-(2)により、県有財産の有効活用を推進していくこととしている。 | 財産活用課 |
| 4                       | <b>20-(2) 県有財産の有効活用の推進</b><br>県有未利用財産の活用や売却等を徹底して行ってほしい。                                     | 県有未利用財産の活用を進めるため、定期的な全庁的検討のほか、随時、所在市町村との協議も行っている。また、計画的に売却を進め、一定の成果を上げており、今後も情報発信方法を充実することとしている。   | 20-(2)により、県有財産の有効活用を推進していくこととしている。 | 財産活用課 |
| 5                       | 統廃合が予定されている県立高校の庁舎の管理が行き届いていない。適正な管理を行っているようには見えない。  | 統合等の予定があっても、それを理由に他の高校と区別して学校運営費を少なくするといった予算措置は行っておらず、良好な教育環境を維持するよう努めていく。   | こうした内容についても十分に配慮した学校支援を行う。         | 高校教育課 |